

情報

中小企業の創造・新事業への挑戦

発見

なら中小企業だより

10

2004 / vol.15

I n f o r m a t i o n D i s c o v e r y

[特集] 奈良県の中小企業経営革新支援紹介

経営革新取組企業紹介(坂利製麺所)

産研学連携企業紹介(GMB)

小規模企業設備資金制度(貸与・貸付)利用企業紹介(藤井精密工業)

当センター支援事業ご案内(総務事業紹介&受発注)

なら産業活性化プラザ 財団法人 奈良県中小企業支援センター



支援します！ 中小企業の 経営革新！！

Q.1 経営革新支援法とは？

A.1 中小企業経営革新支援法は、経営課題にチャレンジする中小企業の経営革新を全業種にわたって幅広く支援する中小企業のための法律です。

柔軟な連携体制で実施

中小企業単独だけではなく、異業種交流グループ、組合など多様な形態による取組みも支援します。

経営目標の設定

経営革新計画を中小企業自らが策定し、その中で事業者が経営の向上に関する目標を設定し、その経営目標を達成するための経営努力を促します。このため、支援する行政側でも、計画実施中に、フォローアップ調査を行い、対応策へのアドバイスを行います。

経営革新計画とは

事業者にとって以下の各類型に該当する新たな取組みが経営革新計画となります。

1 新商品の開発または生産

4 役務の新たな提供の方式の導入

2 新役務の開発または提供

5 その他の新たな事業活動

3 商品の新たな生産または販売の方式の導入

「新たな取組み」とは、個々の中小企業者にとって「新たなもの」であれば、既に他社において採用されている技術・方式を活用する場合でも経営革新計画の対象となります。

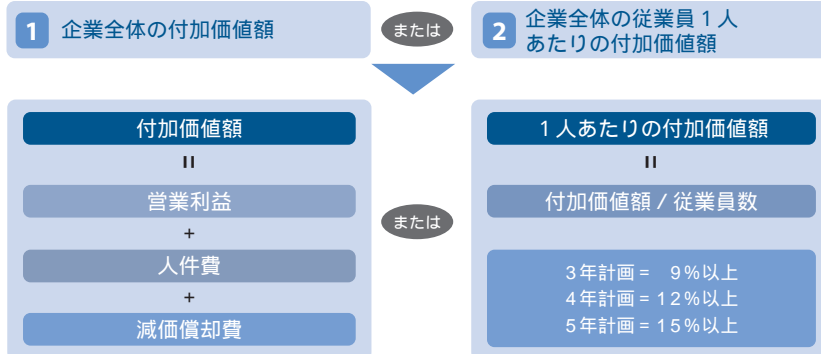
ただし、業種ごとに同業の中小企業（地域性の高いものは同一地域の同業他社）の当該技術の導入状況を判断し、それぞれの既に相当程度普及している技術・方式などの導入は承認対象外となります。

日本の産業の中で重要な地位を占める中小企業は、自らの積極的な経営革新（新たな取組みによる経営の向上）により、日本経済全体の活力ある発展を牽引していくことが期待されています。同時に消費者の個性の追求とニーズの多様化、価格競争の激化、情報化、国際化の進展の中、消費者のニーズに合った新商品の開発または生産、新サービスの開発または提供等による経営革新は、個々の企業にとって非常に重要なものとなっています。さらに、生産方式またはサービスの提供方法の開発等による経営革新も重要性を増しています。

このような経営環境の変化に即応しようとする中小企業を支援するための方策として「中小企業革新支援法」が制定されています。

経営革新計画の数値目標について

経営革新計画の数値目標は、以下の指標（経営の向上の程度を示す指標）のいずれかが5年間の計画の場合、5年後の目標伸び率が15%以上であることが必要です。なお、3年計画の計画の場合は9%以上の目標を、4年間の計画の場合は12%以上の目標を立てる必要があります。



Q.2 新事業に取り組もうとしています。どのような支援が受けられますか？

A.2 『経営革新計画』の承認を受けると、補助金や低金利の融資など多様な支援策を受けることができます。

各支援策は、計画とは別に各中小企業支援機関の個別審査を受ける必要があります。

中小企業経営革新支援対策費補助金

特に他の中小企業のモデルとなるような模範的なものに対して経費の一部補助を受けることができます。

補助対象事業

ア 新事業動向等調査事業

ウ 販路開拓事業

イ 新商品・新技術・新役務開発事業

エ 人材養成事業

低利融資制度

必要な設備資金、長期運転資金などに対して、固定金利による低利融資を行います。(中小企業金融公庫、国民生活金融公庫、商工組合中央金庫)

貸付対象	貸付利率
設備資金・長期運転資金	特別利率 <small>利率は、融資時期、融資期間により異なりますので各機関にお問い合わせ下さい</small>

信用保証の特例 (信用保証協会)

事業に必要な資金について特例措置を受けることができます。

別枠の設定

運転資金等の事業資金に関し、通常の付保限度額と同額の別枠が用意されています。

		付保限度額	別	枠
普通保険	企業	2億円	+	2億円
	組合	4億円		4億円
無担保保険		8,000万円		8,000万円
特別小口保険		1,250万円		1,250万円

限度額の引き上げ

事業に必要な資金のうち、新事業開拓保険の対象となるものについて付保限度額が拡大されます。

		付保限度額
新事業開拓保険	企業	2億円 ▶ 3億円
	組合	4億円 ▶ 6億円

Q.3 経営革新計画の承認を受けるためにはどうすればよいのですか？

A.3 はじめに「県」または「奈良県中小企業支援センター」にお問い合わせください。

経営革新計画の承認を受けるためには、以下のような手続きが必要です。

1: 問い合わせ

対象者の要件、経営革新計画の内容、申請手続、申請窓口、支援措置の内容等、ご相談下さい。

なお、任意グループなど複数の中小企業者が共同で計画を策定する場合は、申請代表者・実施主体者の構成によっては、県ではなく、経済産業局が窓口になることもありますので、まずは、その点をご確認下さい。

<奈良県の窓口>

奈良県商工労働部新産業創造課
TEL:0742-27-8814
(財)奈良県中小企業支援センター
経営支援グループ
TEL:0742-36-8312

2: 必要書類の作成、準備

県へ提出用の計画承認申請書は「県」または「奈良県中小企業支援センター」に用

小規模企業者等設備導入資金助成法の特例（設備資金貸付制度）

対 象 者	「経営革新計画」の承認を受けた小規模企業者等																		
支 援 内 容	<p>「経営革新計画」の承認を受けた中小企業者は産業活力再生特別措置法の「経営資源活用新事業計画」の認定企業とみなされ、以下の特例が講じられています。</p> <p>小規模企業設備資金貸付制度</p> <p>【対象者】...「経営革新計画」の承認を受けた小規模企業者及び中小企業者（常時使用する従業員数が50人以下の者に限る）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>【貸付条件】</th> <th>通 常</th> <th>特 例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸 付 限 度 額</td> <td>4千万円</td> <td>▶ 6千万円</td> </tr> <tr> <td>貸 付 割 合</td> <td>所要資金の1/2以内</td> <td>▶ 2/3以内</td> </tr> <tr> <td>貸 付 利 率</td> <td colspan="2">無利子</td> </tr> <tr> <td>償 還 期 間 等</td> <td colspan="2">7年以内（公害防止等施設は12年以内） 据置期間1年、半年賦均等償還</td> </tr> <tr> <td>担保又は保証人</td> <td colspan="2">連帯保証人及び不動産担保が必要</td> </tr> </tbody> </table>	【貸付条件】	通 常	特 例	貸 付 限 度 額	4千万円	▶ 6千万円	貸 付 割 合	所要資金の1/2以内	▶ 2/3以内	貸 付 利 率	無利子		償 還 期 間 等	7年以内（公害防止等施設は12年以内） 据置期間1年、半年賦均等償還		担保又は保証人	連帯保証人及び不動産担保が必要	
【貸付条件】	通 常	特 例																	
貸 付 限 度 額	4千万円	▶ 6千万円																	
貸 付 割 合	所要資金の1/2以内	▶ 2/3以内																	
貸 付 利 率	無利子																		
償 還 期 間 等	7年以内（公害防止等施設は12年以内） 据置期間1年、半年賦均等償還																		
担保又は保証人	連帯保証人及び不動産担保が必要																		
手 続 きの 流 れ	当支援センターあてに貸付申込み 書類審査、企業診断等 貸付審査（貸付内容） 貸付内定 貸付決定 貸付実行																		
お問い合わせ先 （申請先）	（財）奈良県中小企業支援センター 金融支援グループ TEL:0742-36-8311																		

意しています。また、奈良県中小企業支援センターのホームページ（<http://www.nashien.or.jp/>）からもダウンロード可能です。申請書への記載は経営革新計画を策定の上、申請様式に従って記入して下さい。

県及び奈良県中小企業支援センターでは、申請書の書き方、ビジネスプランの策定等をアドバイスしています。

3: 県(もしくは経済産業局)への申請書の提出

申請書提出先は、申請代表者・実施主体者の構成で決定されます。受付後、審査があります。

本法に関連する債務保証、融資、補助金等を利用する場合は、計画申請と並行して

当該関係機関と密接な連絡をとって下さい。

4: 県知事(もしくは経済産業局長)の承認
経営革新計画承認を受けた後、助成措置などが行われます。

計画開始後、フォローアップのために、計画進捗状況調査などが行われます。

注)承認は助成措置などを保証するものではありません。承認を受けた段階では、支援策を活用できる対象になったとお考え下さい。各支援策を実施するには、それぞれ実施機関の審査を個別に受けてもらう必要があります。

〒630-8031 奈良市柏木町129-1
なら産業活性化プラザ3F
(財)奈良県中小企業支援センター
経営支援グループ
TEL:0742-36-8312
FAX:0742-36-4003
URL:<http://www.nashien.or.jp>

企業紹介

i n t r o d u c t i o n

株式会社 坂利製麺所

手延べ素麺を素材とした インスタント麺 「喜養麺」を開発

株式会社坂利製麺所は、(財)奈良県中小企業支援センターを通じて自社の経営革新計画承認申請を行い、中小企業経営革新支援法に基づく承認を受けられました。今回は、同社の経営革新計画を紹介します。



坂口良子専務

同社は、東吉野村に製麺工場を持ち、地元特産の吉野本葛と国産小麦粉にこだわった安全で品質の良い製品作りをモットーに手延べ素麺とうどんを中心に製造を行っています。しかし、創業

以来の主力製品である「手延素麺」は季節性が極端に高く、需要時期が夏期に集中し、夏期以降は需要が大きく落ち込み、創業以来の課題となっていました。



金属探知機で製品に異物が混入していないかを検査



天理市にある配送センターでの作業風景

そこで同社は、課題である季節性に左右されず、年間を通じて売れる商品という趣旨で試行錯誤を重ねたうえ、新たに開発した手延べ素麺を素材とする即席麺「喜養麺」を平成15年9月に発売しました。この開発計画にあたって、即席麺の手法に着目し「ゆがく」ことにより均質な製品の製造が可能となり、課題であった季節性についても克服できると考えたのです。

同商品の特徴は「麺は100%国産小麦粉による手延べ素麺」であり、油を使わないノンフライ麺で「麺をゆがいた後」、フリーズドライ処理していること。更に完成麺のうち袋麺及び一部カップ麺をシュリンク包装し、具材、香辛料、活性酵素剤をセットにして、安全面・衛生面にも十分配慮しています。更に、スープは人工調味料ではなく、アゴダシ(トビウオ)をメインに昆布・かつおをベースに使用しており、

フリーズドライ処理された手延べ素麺

低カロリーな食品に仕上がっていることもセールスポイントの一つとなっています。

「喜養麺」は「お湯をかけて3分間待つ」という調理法であり、インスタントラーメン市場に包含された商品です。同市場は平成14年度に53億食となり今や国民食と呼ばれるほどの規模

であり、「喜養麺」もこの市場の中にあるわけです。

しかし、同社の「喜養麺」の「サッパリ感」は同じインスタントラーメン市場の中でも中高年の年代層をメインターゲットとしています。この部分で、「喜養麺」は従来のインスタントラーメンとは一線を画するものと言えるでしょう。さらに、この年代層には一人暮らし二人暮らしが多く、調理に手間がかからない上に、体にも優しい「喜養麺」は予想以上の好評を得ており、今後に期待するところが大きいのです。平成15年9月の発売当初の販売目標は、年間1万食としていましたが、発売1ヶ月で1万食を販売し、以降毎月1万食ペースで販売しており、好調な売れ行きを示すに至りました。



株式会社 坂利製麺所



「吉野発」という地域発信をテーマとした同社の製品



従来の即席麺とは一線を画したカップ麺「喜養麺」



天然素材にこだわって作られた喜養麺は体にも優しい

さらに、同社には次なる目標があります。「喜養麺」には、具材として椎茸とむきエビに微量のアミノ酸を添加しているため、自然食品売場で扱われる商品とはなっています。同社は今回、既発の「喜養麺」とは別に自然食品売場で扱ってもらえる具材（乾燥ワカメとフリーズドライしたネギ）を開発し、新たなインスタント食品類の商品化を検討しているところです。同社が検討

中のインスタント食品類は自然食品売場で扱ってもらえることを目標とした商品で、今後の生協ルートでの自然食品売場への販路拡大も期待できます。また自然食品というイメージを強調しつつ高級化による差別化を図ることで、販売の拡大に繋げていきたい、という考えです。また、同社が創業時から取り組んでいる「吉野発」という地域発信をテーマとして吉野葛を使った関連の新商品の開発に取り組んでいるところでもあります。

会社概要：株式会社 坂利製麺所

本社 / 製麺工場
〒633-2301 吉野郡東吉野村大字瀧野 507
営業所 / 配送センター
〒632-0063 天理市西長柄町 676
(連絡先)
TEL: 0743 - 67 - 0129
FAX: 0743 - 67 - 1495

URL: <http://soumen.yamatobito.net/>
代表者: 坂口 勝美
創業: 昭和59年3月12日
資本金: 4,800万円
事業内容: 素麺、うどん製造業

企業紹介

i n t r o d u c t i o n

GMB株式会社

自動車部品メーカー として長年の 実績を誇る

川西町にあるGMB株式会社は、世界に広がるネットワークを持った自動車部品メーカーです。その絶え間なく進歩する技術水準と製品開発力の背景には産研学連携を積極的に利用する姿勢があります。



川西町にあるGMB株式会社：本社



同社が製造している自動車の「ユニバーサルジョイント」部分

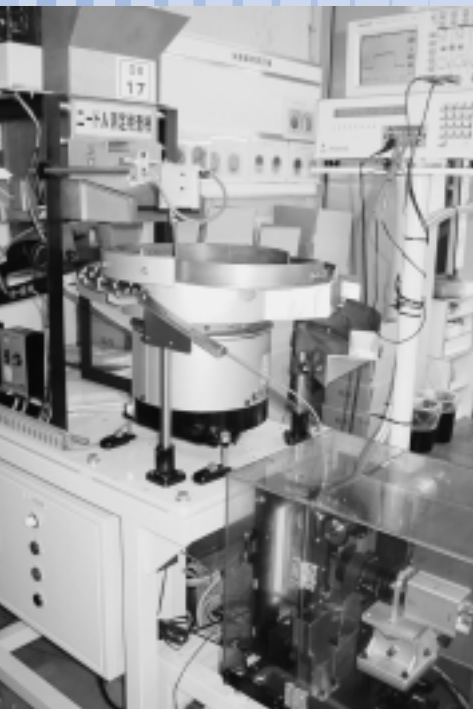
GMB株式会社は、創業当時より独自ブランドにこだわり、高品質な製品を国内外へ提供し続けている企業です。50数年にわたって自動車部品専門メーカーとしてのさまざまなノウハウを活かし、培い続けてきた技術力はユニバーサルジョイント、ウォーターポンプといった同社が誇る高品質商品に結晶されています。

その上、高度な技術を必要とするこれらの各部品を全てにわたって自社生産によって製品化しているのです。それは、長年のたゆまぬ努力と積み重ねられた実績から生み出された成果に他ならないと言えるでしょう。

このような永続的とも言える技術水準を持続し、製品開発力の発展を支える要因の一つに、同社が積極的に取り組んでいる産学連携、すなわち大学や公設試験研究機関との共同研究開発が挙げられます。

同社は積極的に産学連携に取り組んでいる県内の代表的な企業と言えます。当初は奈良工業高等専門学校や奈良先端科学技術大学院大学よりそのつながりが広がっていきました。

同社によると「我々のようにものづくりをやっていると、必ず技術的な諸問題が発生する。そのような時に、産のニーズと研・学のシーズが合致し、問題解決に向け共同で研究できると大



ニードル測定検査機

工場内にある実車モデル
同社生産品を分り易く示してある



G M B 株式会社

変有効な成果を上げられる。」という先見的な考えの基に取り組んだとのこと。自動車部品をメインに製造する会社にとっては金属組織や化学関係の技術開発において産学連携を図ったことが非常に役立っているそうです。

現在は、ホームページ上に掲載されている大学の論文を日常的に研究に生かすことから、産業技術総合研究所や大学と共同研究を行い、幅広いレベルで大学や公設試験研究機関を利用し、同社の研究開発結果に応用しています。

常に積極的な姿勢で進歩を止めない同社は、これからも広く世界規模でユーザーのニーズに応え、信頼されるネットワークを築いていくでしょう。



世界に通用する高品質製品を供給し続ける同社

会社沿革概略

- 昭和18年 松岡精工所として大阪市生野区大瀬町に於いて発足
- 昭和30年 株式会社浪速精密工業所へ法人組織に改正
- 昭和38年 八尾市楠根町に近代工場を建設し、設備の拡充と合理化による品質・生産性向上を図り、全世界に本格的輸出開始
- 昭和51年 U S A 現地法人設立
- 昭和58年 奈良県川西町に近代工場を建設し、ウォーターポンプ部門を移設
- 昭和60年 本社事務所を奈良県川西町に移転
- 平成 元年 G M B 株式会社に改名
- 平成 8年 青島 G M B 機会製造有限公司を設立
- 平成12年 I S O 9002 認証取得
- 平成15年 I S O 9001 認証取得

会社概要：G M B 株式会社

本社 / 奈良工場：〒636-0295
磯城郡川西町吐田150-3
T E L : 0745-44-1911
F A X : 0745-44-1930

U R L : <http://www.gmb.jp>
代表者：松岡 信夫
創 業：昭和18年3月15日
事業内容：自動車部品製造

企業紹介

i n t r o d u c t i o n

藤井精密工業株式会社

支援センターの 小規模企業 設備資金制度(貸与)を活用

高いテクノロジーをチャッキング・システムに追求する藤井精密工業(株)。同社は当支援センターの小規模企業設備資金制度(貸与)を活用して設備投資し、生産性の向上、また顧客からの短納期要望に対応しています。



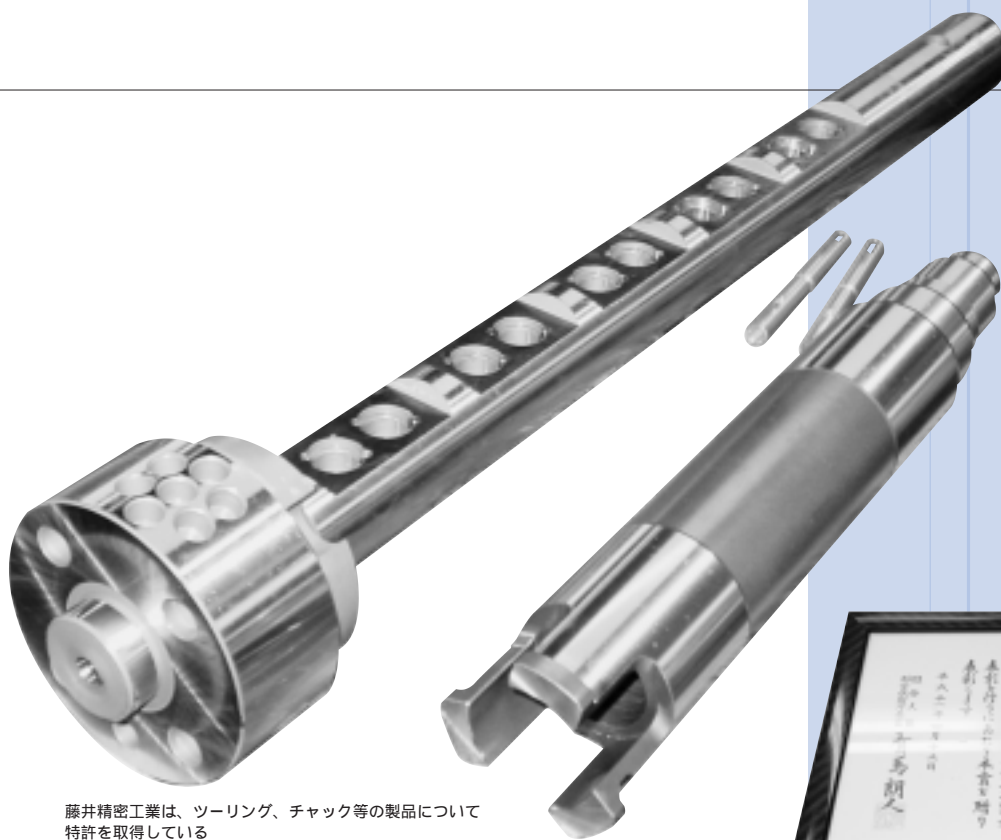
話しを伺った藤井会長(写真:右)と亀田社長(写真:左)

今日、製造業の超精密・超高速加工においては、さまざまな要素が求められています。この極めて繊細なワーク

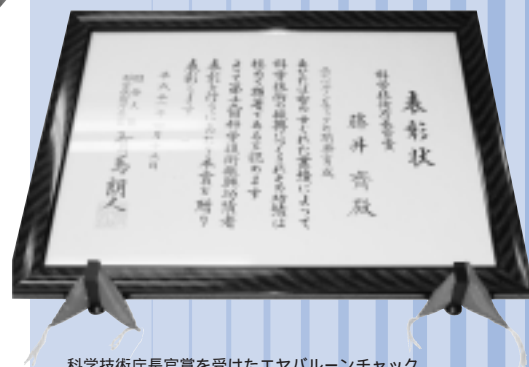
加工に奈良市にある藤井精密工業(株)は、何よりもクリエイティビティに対するこだわりを持って事業に臨んでいます。



空気圧による膜弾性変型を利用したエアバルーンチャック



藤井精密工業は、ツーリング、チャック等の製品について特許を取得している



科学技術庁長官賞を受けたエヤバルーンチャック

金属加工機械のうち、精密小型機械のツーリング、チャック等の製品についての特許を持っている同社は正に他社に真似できないオンリーワンサービスを展開しています。主として関東地域の企業との取引が多いのですが、自社開発製品と高度な加工技術によって、受注の優位を確保しています。

その同社が開発した世界で初めてとなる空気圧による膜弾性変形を利用したチャックが、「エヤバルーンチャック」です。エヤバルーン方式はチャッキング・システムにおける、ダイヤフラム、コレット、三ツ爪等の方式のいずれにも勝る高い特性を保持しているとのこと。その成果としてその開発において数々の受賞に輝きました。また、極限まで徹底した製品管理システムにより、安定した品質と、職人の腕そのものごとく機能する高い操作性と精度を実現させています。このエヤバルーンチャックは日本、アメリカ、ヨーロッパにおいて特許を取得しています。

エヤバルーンチャック開発にも象徴されるように、「精度を求められる製品の受注を通じて社員の技術レベルの向上を図っている」(藤井会長)という



工場内風景

う同社。「オンリーワンでないと生き残れない。これからも他社には真似できない技術開発を目指して」(亀田社長)さらなる活躍が期待されます。



超微細な振れも測定する検査機

会社概要：藤井精密工業 株式会社

本 社：
〒630 - 8452 奈良市北之庄西町2 - 9 - 1
TEL：0742 - 62 - 8551
FAX：0742 - 61 - 8913
URL：http://www.kcn.ne.jp/ fujii
代表取締役会長：
藤井 齊（奈良県機械工業（協）理事長）

代表取締役社長：亀田 正義
創 業：昭和52年7月
資本金：1,800万円
事業内容：精密エヤチャック・工作機械治具設計製作

総務調整グループ のご紹介

総務調整グループでは、総務・企画・調整などの庶務的な仕事のほかに「**奈良県異業種交流促進協議会**」の事務局を担当しています。



9月13日(月)に開催された奈良県異業種交流サミット2004の様様



奈良高専によるロボットの演示も行なわれた

奈良県では、平成4年6月に県下の異業種交流(当時:13グループ・241企業)の活性化を図ることを目的に奈良県異業種交流促進協議会(以下「協議会」)が発足し、事務局が当支援センター(当時:(財)奈良県中小企業振興公社中小企業情報センター)内に置かれました。

平成15年4月、当支援センターの組織変更に伴い、協議会の事務局を総務調整グループ内に移行するとともに、今まで異業種企業間の交流の主流であった「産」と「産」の連携を主体にしたものを、次の段階として、異業種企業間の交流を「産」として「研」(公設試験研究機関)と「学」(大学・高専等)との連携を強力に図り、新しい奈良県の異業種企業の交流を促進するために始動しました。

協議会の催しとして、「奈良県異業種交流サミット」を毎年秋頃に継続的に開催しています。

今年度も9月13日(月)に「奈良ロイヤルホテル」にて開催し、「ならの産業活性化のための経営戦略を探る！」をメインテーマに県内11異業種グループの会員企業をはじめ、行政、商工団体、金融機関、大学・高専から多数の参加がありました。

第1部の基調講演として、政策研究大学院大学の橋本久義教授に「中国なんか恐くない”勝ち組企業”のものづくり」、基調講演では、NPOのアタックメイト奈良の荒川

守正代表理事とチャレンジ企業支援隊の成田欽史郎理事長に「中小企業を支える元気なオッチャン達の活動」を、また、特別話題提供として、奈良県商工労働部新産業創造課の福田将人課長に「奈良県行政における新産業創造の施策について」をテーマにご講演いただきました。

第2部では、当支援センターの高橋晴雄産研学連携コーディネータの進行により「技術開発における異業種交流と産研学連携のあり方」

についてディスカッションを行いました。

また、休憩時には、奈良工業高等専門学校による「二足歩行ロボット」の演示等もあり、産研学連携へ向けたステップとしての1日となりました。そのほか、協議会の主な事業として、当支援センターの産研学交流推進事業への積極的な参加推進やFAX通信・インターネット・ホームページによる様々な情報提供、他府県の異業種団体の行事に参加し、情報の収集・交換を行っています。

お問い合わせ先

〒630-8031 奈良市柏木町129-1 なら産業活性化プラザ3F
 (財)奈良県中小企業支援センター 総務調整グループ
 TEL:0742-36-8310 FAX:0742-36-4010 URL: http://www.nashien.or.jp

受・発・注

情報

NEWS

NEWS
発注
ニュース

次の発注希望があります。紹介を希望される企業は、当支援センターまでお申し出ください。

地域	発注品目	加工内容	発注条件		
			必要設備(材料等)	数量	支払条件
千葉県	製鉄所向け機械部品製作	機械加工、製缶	NC旋盤、フライス(中物)、MCアルゴン溶接が出来ること 人数3~5人位	話し合い	話し合い
奈良県	薄物のヤグレーザーによる溶接	左記加工	話し合い	話し合い	話し合い

紙面の都合で掲載できませんが、上記以外にも受注の申込(繊維・機械金属・軽作業・組立)がありますので、発注のご計画(外注していただく)があれば、お知らせください。
 支援センターの下請(外注)取引あっせんを経由した取引は、企業それぞれの責任で行ってください。

このニュースは、受・発注アンケート等を参考に作成したものです。
 下請(外注)取引あっせんの結果については、必ず支援センター・経営支援グループへ報告くださるようお願いします。

(財)奈良県中小企業支援センター
 経営支援グループ
 TEL:0742-36-8312 FAX:0742-36-4003

メールマガジン「産研学わいわいがやがや」、登録募集中!

(財)奈良県中小企業支援センターでは、産・研・学の連携による産業創出を目指して、交流情報や支援情報等のタイムリーな情報をお届けするために、メールマガジン「産研学わいわいがやがや」の配信サービスを

開始しております。是非、ご登録下さい。
登録は下記HPから出来ます。
また、FAX、電話(0742-36-8312)からも登録を受け付けております。



是非、アクセスしてください。
<http://www.nashien.or.jp>

創業・経営革新をめざすあなたの

「元気」

を応援します。

また、FAX、メール(keiei@nashien.or.jp)、
電話(0742-36-8312)からも登録を受け付けております。

産業活性化プラザ相談窓口事業

「マーケティングデザイン相談の日」

販路の開拓は新規創業者はもちろん、経営革新を考えておられる既存企業にとっても重要な課題です。また、新商品開発等においてデザインは付加価値を高める要因となる必要不可欠なものです。

実施日 毎週火曜日
時間 午前9時から午後5時まで
場所 なら産業活性化プラザ1F 東
奈良県中小企業支援センター総合相談窓口

「金融相談の日」

金融機関に在籍し、かつ中小企業診断士の資格を持つ相談員が、より実践的な相談に応じます。

実施日 毎月第2・4木曜日
時間 午前9時から午後5時まで

創業または経営革新を図る企業を
より積極的に支援します。

問い合わせ先 (財)奈良県中小企業支援センター
〒630-8031 奈良市柏木町129-1 なら産業活性化プラザ3F

経営支援グループ
TEL:0742-36-8312 FAX:0742-36-4003

情報発見

中小企業の創造・新事業への挑戦

2004.10 vol.15

編集・発行(財)奈良県中小企業支援センター
〒630-8031 奈良市柏木町129-1
なら産業活性化プラザ3F
<http://www.nashien.or.jp>
総務調整グループ
TEL:(0742)36-8310 FAX:(0742)36-4010
金融支援グループ
TEL:(0742)36-8311 FAX:(0742)36-4010
経営支援グループ(総合相談室は1F)
TEL:(0742)36-8312 FAX:(0742)36-4003
産業技術グループ
TEL:(0742)36-8313 FAX:(0742)36-4003
印刷:実業印刷株

